

第二次大戦後における日本兵シベリア抑留問題 —収容所における「民主化政策」をめぐって

戸 松 建 二

はじめに

問題の設定

1989年のマルタ会談で冷戦の終結が宣言され、1991年のソ連崩壊によって、世界は完全にポスト冷戦時代に入った。しかし、東北アジアに目を向けて見ると、冷戦の痕跡は、消えていない。南北朝鮮の分断、中台対立などとならんで、日本とソ連の戦争状態を正式に終わらせる平和条約も締結されていない。

第二次大戦終結から60年余り過ぎたが、なぜ日本とロシアは未だ平和条約を結んでいないのであろうか。その障害となっている問題として、まず「北方領土問題」がすぐに浮かんでくる。日本人にとって「北方領土問題」を全く知らない人は少ないはずであるが、それと同時にもう一つネックになっているものが第二次大戦後のソ連による「シベリア抑留」であると私は考える。この問題は「北方領土問題」に比べるとあまり知られていない。私自身、2004年の夏に、クラスノヤルスク市、イルクーツク市の日本人墓地を訪問するまでこの問題を意識したことがなかった¹。

現在抑留者のほとんどは、高齢者となっており、このままでは徐々に抑留体験者が減っていき、歴史から忘れ去られていってしまうかもしれない。しかもこの問題は、学校教育の場で取り上げられる事は極めてまれである。また語ら

¹ 2005年5月7日、終戦60年企画としてドキュメンタリードラマ「望郷」がNHKで放送された。またシベリア抑留経験を持つ画家香月泰男が再評価され、立花隆によつて『シベリア鎮魂歌 香月泰男の世界』（文芸春秋社 2006年）が出版された。

れる場合は被害者意識に偏している場合が多い²。戦争というものは被害者意識と加害者意識に二分して語られる問題ではない。シベリアにおける抑留者の問題を考察してみると抑留者内部における矛盾が明らかになる。それは日本の軍隊の抱えていた矛盾を通じている。副題に掲げた「民主化政策」はかつての皇民化政策のパターンを踏襲したものではなかつたろうか。またマクロ的な視点から見ると、シベリア抑留問題は、日本とソ連の関係だけでは見えてこない部分が多くある。その点に注意しつつ、国際情勢の中で広い視野に立つてこの問題を考察したいと考える。

第一章 「シベリア抑留」発生の背景

第一節 「シベリア抑留」の遠因

「シベリア抑留」とは、第二次世界大戦で対日参戦したソ連が、投降した日本軍兵士をシベリアに送り、強制労働に従事させたという史上他に例を見ない大規模な抑留である。概して「シベリア」抑留と呼ばれてはいるものの、実際にはシベリアだけでなく、モンゴル人民共和国、カザフスタン・ウズベキスタン・トルクメニスタン・キルギスの中央アジア諸国、ウラル地方、タタルスタン、グルジア、ウクライナ、ロシアのヨーロッパ地域や北朝鮮など、広範囲に及ぶ地域で抑留され、その地域の復興や発展のために利用された。よって地域的な面からすれば「ユーラシア抑留」と呼んでも差し支えないかもしれない。

抑留者達は「ラーゲリ」と呼ばれる強制収容所において厳しい条件のもとで生活をし、労働に従事した。抑留者は最低でも60万人を超えた。劣悪な環境におかれ、経験したことのない気候のもとで労働に従事させられた事により、

² 扶桑社版『新しい歴史教科書』はコラム「戦争と人間を考える」で、「…第二次世界大戦末期、ソ連は満州に侵略し、日本の一般市民の殺害や略奪、暴行を繰り返したうえ、捕虜を含む約60万人の日本人をシベリアへ連れて行き過酷な労働に従事させ、およそ一割を死亡させた」と記している（pp. 288～289）。その他、帝国書院、教育出版、東京書籍、日本文教出版などの中学校歴史教科書がシベリア抑留について触れているがいずれも一、二行にとどまる。

³ 全国抑留者補償協議会の見解では、抑留者とは、戦時の捕虜と違い、戦闘行為が終わつてから不法に拘禁されたものである。

非常に多くの死傷者を出したが、1950年までに大部分が帰国したとされている。しかし、先年亡くなった瀬島龍三、浅原正基のように11年間も抑留されていた人もいて問題はそう簡単なものではない。

まず、なぜ関東軍が満州にいたのかを歴史の流れとして整理してみる。1894年、日本は日清戦争に勝利し、台湾を獲得することで植民地帝国としての第一歩を印した⁴。1904年にロシアとの国交断絶・開戦を決定し、ただちに軍事行動に移った日本は苦戦の末、日露戦争に勝利し、翌年9月5日にポーツマス条約を締結した。これ以降日本は列強の仲間入りを果たし、1910年には韓国を併合した。第一次世界大戦のさなか、1917年にロシアで革命が起り、ボリシェヴィキによるソヴィエト政権が樹立された。こうしたなかで連合国軍は、ロシアに抑留されていたチェコ軍捕虜約5万人の救出を口実として内戦に干渉することとなる。これが、いわゆる「シベリア出兵」である。最大の兵員を派遣した日本は、チェコ軍を救出した後も出兵を続け、ロシア革命の混乱に乗じて革命勢力の東進を阻止しようとした。1924年にソ連が成立し、世界が国際協調の潮流の中でソ連を承認し始めると、日本も徐々にシベリアから撤退し、1925年に日ソ基本条約を締結して外交関係を確立した。しかし、国際協調は長く続かなかった。

1929年、ニューヨークの株価暴落により世界恐慌が始まった。これを契機に、列強は自国の植民地との間で閉鎖的なブロックを形成し、自国の経済を維持しようとした。「持たざる国」、つまり植民地を持たない国もこれに倣い、自国を中心としたブロック経済圏の確立を急ぎ、国家権力の強化と、海外進出によって何とか現状を開拓しようとの動きが急速に現れ始めた。日本では満州を支配する事に活路を見出した関東軍の主張が勢いづく事となった。

1931年、関東軍は柳条湖での満州鉄道線路爆破を、中国軍の仕業と嘘をついて攻め込み、1932年には満州國という傀儡国家を作り上げた。4000万以上の異民族を支配するためのイデオロギーとして、「民族協和」を採用し、「五族協和」による「王道樂土」の建設として利用したが、これらのスローガンは大

⁴ 小林英夫『日本のアジア侵略』山川出版社 1998年 pp.1~11

陸進出と満蒙領有を目的としていた関東軍の欺瞞であった⁵。

1937年の盧溝橋事件や一連の衝突がきっかけとなり、日中戦争が始まった。満州国成立後は、国境がソ連・外蒙古と複雑に接する事になり、満軍・関東軍は国境線をめぐってソ連・外蒙古の国境警備隊と小競り合いを繰り返すことになった。その中でも1938年の張鼓峰事件、1939年のノモンハン事件は全面戦争の一歩手前の危機であった⁶。

これらをふまえると、関東軍は侵略的性格を持つ「植民地軍」といってもいいだろう。日本の大陸侵略政策において中心的な役割を担い、占領する際にも虐殺もした。満州統治の際には「武斷政治」をしいて勝手に振舞ってきた。シベリア出兵時に、アムール州イヴァノフカ村に日本兵とコサック兵が共同で火を放った事件などもある⁷。関東軍の存在は、日本の大陸侵略の象徴だったのである。

第二節 ソ連による対日参戦

第二次世界大戦が終盤を迎えていた1945年、ソ連は8月8日に対日参戦の意を日本側に伝えた。実際に侵攻を開始したのは翌8月9日とはいっても時差があるので、モスクワで通告している間に極東地域のソ日境界線を越えて侵入を開始していたこととなる。このソ連による対日参戦は、「日本国及ソヴィエト連邦間中立条約及び声明書」、一般的に言われる日ソ中立条約を2国が締結していたことによってある問題を提起することとなる。以下に条文を引用する⁸。

⁵ 白井久也監修『シベリア抑留 歴史の流れの中で』 株式会社ヒューマン社 1997年 p.17

⁶ 同上 p.25, 29

⁷ 田中利幸『戦争犯罪の構造 日本軍はなぜ民間人を殺したのか』 大月書店 2007年 p.98

⁸ 戦後強制抑留史編纂委員会編『戦後強制抑留史 第七巻』 平和祈念事業特別基金 2005年 pp.26～27

日本国及ソヴィエト連邦間中立条約及び声明書

大日本帝国及ソヴィエト連邦ハ両国間ノ平和及友好ノ関係ヲ鞏固ナラシムルノ希望ニ促サレ中立条約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク協定セリ

第一条 両締約国ハ両国間ニ平和及友好ノ関係ヲ維持シ相互に他方締約国ノ領土ノ保全乃不可侵ヲ尊重スヘキコトヲ約ス

第二条 締約国ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三国ヨリ軍事行動ノ対象ト為ル場合ニハ他方締約国ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルヘシ

第三条 本条約ハ両締約国ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ実施セラルヘク且五年ノ期間効力ヲ有スヘシ両締約国ノ何レノ一方モ右期間満了ノ一年前ニ本条約ノ廃棄ヲ通告セサルトキハ本条約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレタルモノト認メラレルヘシ (以下省略)

条約文によると、2国間における相互不可侵、そして、一方が第3国の軍事行動の対象になった場合、他方は中立を保つことなどが定められている。対日参戦を考察する際に重要な部分となるのは第三条である。この部分に、条約の有効期間が5年と記されており、またその満了1年前までにどちらかの国が廃棄を通告しない限りは、さらにその次の5年間、同じ内容で条約が自動的に延長される旨が記されている。

日本側は1940年に日独伊三国同盟を結んだ後、中立条約を結ぶ事でソ連を味方に付けようとの意図があり、この条約をソ連に提案した。ソ連側は最初その申し入れを無視していたが、対独戦を視野に入れた際、極東地域に配備していた軍を西部戦線に移動できれば有利になるであろうと考え、提案を受け入れることとなったのである。それはさておき、問題となるのはソ連が中立条約に違反して侵攻を開始したことである。先ほど述べたとおり、中立条約には有効期間というものがきちんと存在している。ソ連側が1945年4月5日に中立条約の破棄を通告したが、1946年4月11日まではこれを遵守しなければならないはずだったのである。

ソ連が日本に侵攻した事は事実であり、明らかに不当な行為であり、許し難

い事である。しかし、もしソ連がドイツに負けていたなら日本はどのような行動をとっただろうか。少しでも自國に有利になるような選択をしていかざるを得ない状況において、日本の大本営がドイツ戦で弱体したソ連に攻め込むか、中立を保ったまま南方方面に侵攻していくかで悩んでいたことは事実である。ソ連が中立条約に違反したことを肯定している訳ではないが、日ソ中立条約を破ったという事実だけに焦点をあてて、ソ連を非難する事は間違っていると考える。日本側にも好機がきたら中立条約を破る覚悟ができていた事も忘れてはいけない⁹。

第三節 北方領土占領 北海道北部占領計画断念

スターリンは、戦後の世界における霸権争いのために、北方領土と北海道の北半分を自國領土として取り入れようとする構想を抱いていた。北海道占領計画について、スターリンは書簡によってトルーマン米国大統領に伝えたが、この案は拒否されてしまう。当時、戦後日本の統治を巡ってJWPC385/1とSWNCC70/5という文書があった¹⁰。前者は日本を5つの地域に分割して統治する予定のものだったが、トルーマンは戦後の日本において、戦後ドイツの場合と異なる単独統治を目指しており、またその点は妥協できない部分だったので後者のSWNCC70/5に8月22日付けで署名をしたのである。北方領土については、ヤルタ会談においてソ連が対独戦終了後2～3ヶ月以内に対日参戦する事を条件とし、ソ連に引き渡される事が合意されていたのだが、北海道の件については諦めざるをえなかったのである。

その代償として、日本人を労働力として利用することに決めたのではという主張が存在しているが、この意見は少々違うのではないかと考える。スターリンは8月16日に、日本軍人を捕虜として用いないという内容の命令をベリヤ宛に出していたが、一転して同月23日、決議9898号にもとづいて「日本軍

⁹ エレーナ・L・カタソノワ／白井久也監訳『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたのか－米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』社会評論社 2004年 p.28

¹⁰ 同上 p.36

捕虜将兵 50 万人をシベリアに移送せよ」と極東地域に命令を下している。

国家防衛委員会決議 No. 9898cc 号

日本軍捕虜 500000 名の受入、収容、労働利用に関する決議

1. ソビエト社会主义共和国連邦内務人民委員部、ベリヤ同士（ママ）¹¹、クリベンコ同士に対して、日本人捕虜を 500000 人迄、受け入れて、捕虜収容所に送るよう命令する。
2. 方面軍事會議〔第一極東方面軍（メレツコフ同士、シュティコフ同士）、第二極東方面軍（プルカエフ同士、レオノフ同士）、ザバイカル軍（マリノフスキー同士、チエフチェンコフ同士）〕に対して、ソ連内務人民委員部・軍事抑留者総局・第一極東方面軍代表であるパブロフ同士、同局第二極東方面軍代表であるラトウシュヌイ同士、ザバイカル方面軍代表であるクリベンコ同士、並びにヴォロノフ同士と共同して、以下の措置を講じるように命令する：（以下省略）¹²

膨大な量のため省略して引用したが、この決議ではかなり詳細な部分にまで言及している。日本人抑留者のうち何人を、どこに派遣し、どのような仕事に就かせるか、また誰がそれぞれの部署の責任者となるか、という部分にまでしっかりと指示が出されている。スターリンが北海道北部占領計画を伝えたのが 8 月 16 日で、トルーマンからの返事が 8 月 18 日である。この決議 9898 号にもとづく命令が 8 月 23 日である事を考慮すると、北海道の計画を拒否されてからわずか 5 日間で決議 9898 号を作り上げた事になるが、そのような事は不可能である。

秦郁彦が「少なくとも事務レベルで一ヶ月以上の立案準備が必要だったかと思われる」とし、「ソ連の対日参戦が 8 月 8 日、日本の降伏が 8 月 14 日だから、日本兵捕虜のシベリア移送は、対日参戦にかかわる全体構造に組み込んであつ

¹¹ 本来は同志と書くべきであるが、史料原文のままとした。

¹² 前掲書『戦後強制抑留史 第七巻』 pp. 206 ~ 213

た公算が高い」¹³と指摘しているように、最初から選択肢の一つとして強制労働に利用しようとの意図はあったと考えるほうが納得できる。

また、1941年のベリヤ命令によるドイツ人捕虜ラーゲリ表と、このスターリン命令での日本人捕虜の配置がほぼ同じなので、単にドイツ兵を移動させ、そこに日本人抑留者を当てはめたという説もある¹⁴。

いずれにしても、スターリンにとって最高の筋書きとは、戦争が終わるまでに満州に侵攻して、千島列島と南サハリン、北海道北半分の獲得を達成すると同時に、許されるならば日本人を連行して自国復興のために働かせるというものだったのだろう。そしてこれらを対日参戦することによって得られる主な見返りとして、準備は秘密裏に行われていたという事である。

第四節 日本の国体護持

＜和平交渉の要綱＞

終戦が近づいてきた頃、近衛文麿達には、ソ連に英米に対する仲介役になつてもらおうとして動き、訪ソする考えまであったが、ソ連側にこれらは拒否されてしまう。ソ連は対日参戦を約束していたので、何が何でも自分達が対日参戦するまでは戦争を継続させておきたかったのである。その時の提案とは以下のようなものである。

「海外にある軍隊は現地に於て復員し、内地に帰還せしむることに努むるも、

止むを得ざれば、当分その若干を現地に残留せしむることに同意す」

「若干を現地に残留とは、老年次兵は帰還せしめ、若年次兵は一時労務に服せしめること、等をふくむものとす」

「賠償として、一部の労力を提供する事には同意す」¹⁵

¹³ 戦後強制抑留史編纂委員会編 『戦後強制抑留史 第四巻』 平和祈念事業特別基金 2005年 p.97

¹⁴ 斎藤六郎 『シベリアの挽歌』 終戦史料館出版部 1995年 pp.176～177

¹⁵ 堀江則雄 『シベリア抑留－いま問われるもの』 「ユーラシアブックレット No.25」 東洋書店 2003年 pp.22～23

ポツダム宣言によって無条件降伏を受諾したはずだが「国体の護持は絶対にして、一步も譲らざること」との条件をどうしても日本は守り通したかったのである。阿部軍治は、この提案によってソ連が抑留に向け動き出した可能性は低いと指摘している¹⁶。

しかし敗戦直後、朝枝繁春中佐によってこの提案と同じような内容の文書が関東軍にもたらされ、労力提供の申し入れがソ連側に行われた。朝枝自身が作成した文書も加えられ、そこには「戦後、将来の帝国の復興再建を考慮し、関東軍総司令部は、成るべく多く日本人を大陸の一角に残置することを図るべし。これが為、残置する軍、民間の日本人の国籍は、如何様に変更するも可なり」¹⁷と、日本人の国籍変更までも許容していたのである。これらは「ワシレフスキイ元帥に対する報告」、「関東軍方面停戦状況に関する実視報告」などと共にソ連側に渡されたが、関東軍総司令部の「ワシレフスキイ元帥に対する報告」でも棄兵棄民政策が貫かれている¹⁸。

阿部軍治によれば近衛のルートでも関東軍からのルートであっても、ソ連側に伝わったのは、スターリンが9898号指令を出した8月23日より遅い8月28日、早くても26日との事である¹⁹。この提案が遅かれ早かれ伝わったことによって、ソ連側に抑留を正当化するための材料を与えてしまった事は否定できない。また、瀬島龍三の電報に、労働力として兵を提供しようとの意図があったのではという疑惑は一通り払拭された²⁰が、関東軍文書が発見された事により、やはり事実であった事が判明した。

国体護持に直接関連している訳ではないが、「軍隊手牒」の中にある戦陣訓の中に次のような項が存在する。

¹⁶ 阿部軍治 『シベリア強制抑留の実態 日ソ両国資料からの検証』 彩流社 2005年 pp. 43～46

¹⁷ 前掲書 『シベリア抑留－いま問われるもの』 p. 26

¹⁸ 同上 pp. 26～27

¹⁹ 前掲書 『シベリア強制抑留の実態 日ソ両国資料からの検証』 p. 44

²⁰ 戦後強制抑留史編纂委員会編 『戦後強制抑留史 第六巻』 平和祈念事業特別基金 2005年 pp. 126～129

第8項「名を惜しむ」

「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」²¹

この項のために、日本人内に捕虜という概念が存在しなかったので、日本人兵士達は自分達の身分がどのようなものであるかという事も知らなかった。軍部は兵に対し、捕虜ではないから投降しろと命令をした。抑留者達は日本の軍国主義教育によって、捕虜になる事は「恥」であり、また自分達は捕虜ではないとの考え方をしていたので、捕虜としての国際法上の権利を失ったのではとの主張もある²²。いずれにしても、日本人兵士をいとも簡単に、相手国に引き渡す事を良しとした日本上層部の行動は許されるべきではない。

第二章 「シベリア抑留」の経過と実態

第一節 ソ連領内への連行プロセス

ソ連領内へ連行される際、日本人は自分たちが捕えられた場所、あるいはその付近の一箇所に集められてソ連兵によって武装解除をされ、列車を待つこととなる。その期間についてはまちまちであり、高杉一郎の場合²³、武装解除された海林で約2ヶ月間を過ごし、11月初頭にようやく収容所に着いたが、その時まで夏服のままだったと証言している。

抑留された者達の大半は、「東京ダモイ」（「東京へ帰国」）と聞かされ列車に乗るが、そのままソ連領内へ連れて行かれるのであった。加藤静夫は「絶対帰国できるから安心しておれば良い」とソ連兵に言われ続けたが、彼はそのままイルクーツク州タイシェット地区ニューベルスカヤに収容された²⁴。バイカル湖を日本海と勘違いしていた人々が、そうではないことを説明され落胆する場

²¹ 三國一朗『戦中用語集』岩波新書 1985年 p.172

²² 前掲書『シベリア抑留－いま問われるもの』p.28～29

²³ 高杉一郎『往きて還りし兵の記憶』岩波現代文庫 2002年 p.15, 22

²⁴ 加藤静夫『偽りのダモイ～極限のシベリア抑留三年～』中日新聞出版開発局 2004年 p.69

面も少なからずあったようである²⁵。

川越史郎は、いくら武装解除したといっても、シベリアへ連れて行くとわかれれば何か起きるだろうと予測したソ連側が「ダモイ」という噂を流して騙しつつ連行したのだろうと考察している²⁶。

第二節 抑留の実態

<ソ連における抑留者全体と日本人の割合>

独ソ戦開始から日本降伏まで（1941年6月～1945年9月）に、ソ連国内に抑留され、強制労働に従事した捕虜は、24カ国、総数417万人にのぼったとの調査がある。内訳はドイツ2,389,560人、日本639,635人、ハンガリー513,767人のほかにルーマニア・オーストリア・チェコスロバキア・ポーランド・イタリア・フランス・ユーゴスラビア・モルダビア・中国・ユダヤ・朝鮮・オランダ・モンゴル・フィンランド・ベルギー・ルクセンブルグ・スペイン・ジプシー・ノルウェー・スウェーデンの兵士が抑留されていた。この資料から考えると、外国人捕虜総数に対しての日本人の割合は約15%を占めていたこととなる²⁷。

関東軍がソ連に連行される際、推定3500人の朝鮮人が日本人捕虜としてシベリアに送られ、同様に強制労働に従事させられた事も忘れてはいけない。1910年の韓国併合によって「創氏改名」を余儀なくされ、朝鮮人も「皇軍兵士」として戦争に駆り出されたのである。強制的に徴兵されて関東軍に配属された朝鮮人は、当時の国籍は日本であり、また日本人の名前をつけられていたのでそのまま日本人捕虜収容所へ送られてしまった。一年ほどすると朝鮮人であることが判明し、日本人とは別に独立した作業隊がつくられ作業にあたるがその

²⁵ 前掲書『征きて還りし兵の記憶』 p.22

²⁶ 岩上安見・古田光秋・片岡みい子・正垣親一他『ソ連と呼ばれた国に生きて』 JICC出版局 1992年 p.280

²⁷ 前掲書『シベリア抑留－いま問われるもの』 p.12

厳しさは日本人と変わらないものであった²⁸。

＜スターリンの捕虜觀＞

「捕虜」に関しては、陸戦の法規慣例に関するハーグ条約²⁹と、1929年の捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約³⁰において現代の人道法の基礎となる部分が構成されている。

ソ連は、1929年のジュネーヴ協定には加わっていなかったので、そのかわりに1931年の「軍事捕虜についての規定」(人民委員会議中央執行委員会決議)によって、「軍事捕虜は残酷な扱いや侮辱や脅しを蒙ってはならない」、「情報を手に入れる目的で強制手段を用い」てはならないとし、「軍事捕虜はその同意を得て作業に参加させることはできる」などと取り決められ³¹、さらにこの規定に基づいた、より具体的な軍事捕虜規定³²が1941年に作られた。

これら捕虜に関する規定の内、実際に守られたものはほとんどないと言つてよい。スターリンについては次のようなエピソードがある。イギリス首相チャーチルが自国の炭坑労働者不足を嘆いた際、スターリンは平然と「ドイツの捕虜を使えばよい、わが国ではそうしている」と言った³³。捕虜の権利がどうこうという事ではない。スターリンにとっては、日本人抑留者だけでなく、全ての捕虜を人としてではなく、単に安い、あるいは無償の労働力としか見ていなかつたのであろう。

＜ソ連における収容所＞

ソ連における収容所の起源は15世紀のイヴァン3世の時代にまで遡る。15

²⁸ 前掲書『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたのか－米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』 pp. 364～366

²⁹ 茶園義男編『十五年戦争極秘資料集 第十一集 俘虜ニ関スル諸法規類聚』 不二出版 1989年 p. 120

³⁰ 前掲書『戦後強制抑留史 第七巻』 pp. 174～179

³¹ 戦後強制抑留史編纂委員会編『戦後強制抑留史 第三巻』 平和祈念事業特別基金 2005年 pp. 21～22

³² 前掲書『戦後強制抑留史 第七巻』 pp. 450～456

³³ 前掲書『シベリア抑留－いま問われるもの』 p. 12

世紀からこの国には「流刑制度」が存在しており、東方進出に伴い、その主要所在地がシベリアへと移っていく。初期の頃は犯罪人を送り、新たな土地の開拓などの労働に就かせていた。19世紀に入ってからは国家に反逆する政治犯も送られるようになった³⁴。

第二次世界大戦時に、多数の外国人兵士を収容所で強制労働に就かせていた事は上述した通りである。寺山恭輔は、『第二次世界大戦時のソ連における捕虜問題に関する最近の研究』という論文で、ドイツ兵捕虜を主な対象とした研究を幾つか概略し、また日本人抑留者の場合との相違点にも言及した上で、「西部地方でソ連は捕虜に対応した経験を積んでおり、それが東部地域で生かされた可能性はある」けれども、日本人受入の際にも「相当の混乱が生み出されたのでは」と指摘している³⁵。

<日本人抑留者数と死亡者数>

正確に把握するのは不可能に近いが、白井久也は、抑留された日本人将兵の数は64万人、死亡者数は6万2千人としており³⁶、和田春樹はソ連の収容所にいた抑留者数はおよそ60万人であるとしている³⁷。ソ連側の研究者では、ヴィクトル・カルポフは57万6千人、ガリツキーは60万9400人³⁸が抑留されたとし、『シベリア抑留死亡者名簿』を作成したキリченコは、59万4千人としている³⁹。その他の研究者も、ほぼ同様の数字を挙げている。若干のばらつきはあるが、これらの数が現段階では真相に近いものであると考えられている。

³⁴ 前掲書『シベリア強制抑留の実態 日ソ両国資料からの検証』 pp. 22～35

³⁵ 寺山恭輔『第二次世界大戦時のソ連における捕虜問題に関する最近の研究』「北海道大学スラヴ研究センター報告シリーズ(81) pp. 38～55」2002年 p. 55

³⁶ 前掲書『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたのか—米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』 p. 352

³⁷ 同上 p. 50

³⁸ Спиридовон М. Н., Японские военнопленные в Красноярском крае (1945 - 1948 гг.) : Проблемы размещения и трудового использования. Красноярск, 2003, стр. 24

³⁹ A. A. キリченコ編集『シベリア抑留死亡者名簿』東北アジア研究センター叢書 第12号 東北大学東北アジア研究センター 2003年 p. 3

死亡した者の内、多くは1945年から1946年という抑留されてから比較的早い時期に亡くなった。精神的に弱っていた事に加え、経験した事の無いシベリアでの冬に耐え切れなかった者が次々に事切れていったのである⁴⁰。

クラスノヤルスクの第33・34ラーゲリでの死者と死亡した期間は次のようであり、8割以上が、初めての冬を迎えた1946年3月までに集中している⁴¹。

	1946年					合計
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
No. 33	83	509	69	9	9	679
No. 34	196	544	145	27	9	921
合計	279	1054(ママ) ⁴²	214	36	18	1600

＜仕事内容＞

1947年5月から同年12月までに引き揚げて来た人々から調査した資料を根拠に推計したものは次のようである。

労働種別に見た収容所統計（収容所1021箇所）⁴³

作業種類別	収容所数	同上比率	小計	比率
建設			396	38.8%
建築	189	18.6%		
鉄道	98	9.6%		
道路	83	8.1%		
土木	26	2.5%		
林業			307	30.1%
伐採・流木	235	23.1%		
製材	72	7.0%		
農業	54	5.3%	54	5.3%
鉱業			69	6.9% (ママ) ⁴⁴
炭鉱	46	4.5%		
鉱山	15	1.5%		

⁴⁰ 前掲書『戦後強制抑留史 第四巻』 p. 38

⁴¹ Спирidonov M. N., Указ.соч., стр. 129

⁴² 本来は1053となるべきだが、史料原文のままとした。

⁴³ 前掲書『戦後強制抑留史 第三巻』 pp. 166～167

⁴⁴ 本来は6.8%となるべきだが、史料原文のままとした。

作業種類別	収容所数	同上比率	小計	比率
採石・採油	8	0.8%		
工業			31	3.0%
機械・食品・煉瓦	25	2.4%		
発電所・造船	6	0.6%		
運輸			127	12.4%
積卸	80	7.8%		
運搬	47	4.6%		
雑役	37	3.6%	37	3.6%
総計	1021	100.0%	1021	100.0%

(註) 一収容所で数種の作業に従事している場合は数個の収容所として計上している。

肉体労働が多かったが、仕事内容は多種多様で、採石、貨車やトラックの運転、石炭・セメント・木材の積み卸し、薪切り、建築材木伐採、住宅・バラック建設、木材運搬、農作業、工場清掃、棧橋構築、運転手、通訳、死体埋葬の穴掘り、鉄道路線補修、造船所・炭坑作業など、抑留者達はほとんど何でもこなしていた。

<労働時間>

原則、週 6 労働日 8 時間制であったが、該当労働時間内にノルマが未遂行の場合、更に数時間の残業を強要されたこともまれではなかった⁴⁵。

1947 年度（47 年 5 月から同年 12 月まで）の引揚者の資料に基づく当時の 490 か所の収容所の労働時間は次のとおりで、ほぼ半数が 8 時間以上であり、10 時間以上の労働を強行していた収容所は 16% に及んだとされる⁴⁶。

労働時間	収容所数	比率	備考
8 時間	234	47.8%	
8 時間以下	18	2.6%	
8 時間以上	243	49.6%	8 - 10 時間 165 (10 時間以上 78)
計	495	100.0%	

⁴⁵ 同上 p. 163

⁴⁶ 同上 p. 163

クラスノヤルスク第34ラーゲリ第3支部の日課を例として以下に引用する⁴⁷。

1. Подъём – 6.00.
2. Перекличка – 6.30.
3. Завтрак – 7.00.
4. Вывод на работу – 7.30.
5. Обеденный перерыв – 14.00 - 15.00.
6. Окончание работы и ужин – 19.00 - 20.00.
7. Вечерняя поверка – 21.00.
8. Отбой ко сну – 22.00.

朝6時に起床して点呼が6時半、7時に朝食を取って30分後には仕事へ向かう。2時になると昼休みが1時間。夕食を取るのが19時から20時で21時には夜の点呼、22時に就寝となっており、明らかに八時間以上の労働を毎日行っていた事が分かる。

労働時間が守られなかった理由の一つとして、労働におけるノルマ制度を挙げる事が出来る。この労働ノルマは、収容される土地で初めて取り組んだ仕事のスピード・完成度によって決められた。飢えや寒さで衰えていく抑留者達にとって毎日こなしていく事は困難を伴ったが、このノルマは絶対に守らなければならないので、労働時間が必然的に延長されてしまうのであった。

この件に関して、ソ連側は作業成績に応じて給食量を増減するという「ノルマ給食」という制度を導入した。

1級食	ノルマ遂行率	126%以上	パン 450g	カーシャ（粥）	飯盒1杯（山盛）
2級食	ノルマ遂行率	101%～125%	パン 350g	カーシャ（粥）	飯盒8分目
3級食	ノルマ遂行率	81%～100%	パン 300g	カーシャ（粥）	飯盒6分目
4級食	ノルマ遂行率	80%以下	パン 250g	カーシャ（粥）	飯盒4分目 ⁴⁸

⁴⁷ Спиридов М. Н., Указ.соч., стр. 43

⁴⁸ 前掲書『戦後強制抑留史 第三巻』 p. 185

時間内のノルマ達成を目指した画期的なものと思われたが、食糧配給量の絶対数に限界があるので、多少の成果はあったがそれほど役に立つものではなかった。

<収容所での待遇>

1940年～1946年、ソ連は深刻な食糧不足に悩まされていたので抑留者達への食糧も最低限に限られた。クラスノヤルスク第34ラーゲリ第6支部で炭鉱労働をしていた吉田ゆきおは以下のように回想している。

「常に絶望がつきまとっていた。さらに悪いのは、慢性的な食糧不足と水不足である。狭いバラックでの生活は健康を保つためには良くなかった。それに加えて、ロシア人指揮官はつらい労働を強制し、我々に非人間的に接してくれる。日本人の健康な体は衰弱していった。」⁴⁹

食糧不足についての体験記は非常に多く、どれを見ても最低限の規定量でさえ貰っていない事がわかる⁵⁰。

第三節 抑留の経過—民主化政策

シベリア抑留という問題を捉える際、「民主化運動」とは、主にソ連が日本人抑留者達を共産主義化しようとした事を示している。とはいってもこの呼び方はソ連や親ソ的立場の日本人が考案し、使用した特殊用語であって、現在でも様々な呼び方がされている。クズネツォフは「思想改造 (идеологическая обработка)」、「再教育 (перевоспитание)」、「思想的準備教育 (идеологическая подготовка)」などの言葉を使用し、バザーロフは「思想教育 (идеологическое воспитание)」、「軍事捕虜のあいだの思想工作 (идеологическая работа среди военнопленных)」、「日本人軍事捕虜の思想的鍛えなおし (идеологическая перековка японских военнопленных)」と

⁴⁹ Спиридов М. Н., Указ.соч., стр. 127

⁵⁰ 前掲書 『シベリア強制抑留の実態 日ソ両国資料からの検証』 p. 391, 392

の表現をこれに当てている⁵¹。

名目上「民主化運動」とされていたが、まったく民主的なものではなくむしろ洗脳教育に近いものであった⁵²。ウィリアム・F・ニンモは「史上最も念入りな教育計画の陰謀」としてこれら民主化政策を捉え、またこれを「集中的な洗脳」であると論じている⁵³。

「民主化政策」におけるソ連の目的とは以下のようなものであった。

1. 日本人抑留者に共産主義の考え方を叩き込むこと
2. 前職者⁵⁴の告発を促す
3. 労働に駆り立て、能率を上げる
4. ファシズムあるいは反動分子の徹底的排除
5. 軍国主義に対し不満を植え付ける
6. 天皇制打倒
7. 帰国後、日本で共産主義運動に邁進する人物の育成

収容所には政治教育の一環として、日本新聞が配布された。地域によってばらつきはあったが、正確な発行部数は1945年9月15日の創刊号から1949年12月30日発行の第662号で終刊となっている⁵⁵。

日本新聞は、ソ連側の人間だけでなく、日本の抑留者の中からも編集に携わる者がいた。浅原正基が1946年から1949年8月までの間、日本新聞の日本側責任者をしており、抑留者の間では「シベリアの天皇」と呼ばれ恐れられた⁵⁶。「シベリアの虎」と呼ばれ同じく抑留者間で恐れられていた袴田睦奥男

⁵¹ 前掲書『戦後強制抑留史 第三巻』 p.227

⁵² 同上 pp.225～226

⁵³ ウィリアム・F・ニンモ／加藤隆訳『検証－シベリア抑留』 時事通信社 1991年 p.117

⁵⁴ 「前職者」とは、収容所内で使われた用語で、法務官、憲兵、警官、特務機関員などソ連当局、すなわち民主運動指導部が目の敵にして迫害した人々のこと。（前掲書『戦後強制抑留史 第三巻』 p.238）

⁵⁵ ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会編著『捕虜体験記Ⅲ 民主運動篇』 1992年 p.4

⁵⁶ 前掲書『ソ連と呼ばれた国に生きて』 p.284

は、別の地域にいたので日本新聞には関係していない。編集部には、相川春喜という経済学者が経済記事を担当し、他にも小針延二郎、高野忠興などもいたが、彼らがそこで何をやっていたのかは明らかにされていない⁵⁷。浅原正基は民主運動に力を入れるも、後にスパイ容疑で逮捕されてしまう。

1946年当時の日本新聞をどう思っていたかを「ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会」がアンケート調査した結果、元抑留者達から次のような回答が寄せられている⁵⁸。

- ・ デマ新聞だから信用するなの声が多かった。(横倉昌博)
- ・ 待ち望んでいた。恵の雨の様に。活字に飢えていた時代だったので、たとえ偏った情報でも、不正確な情報でも、心の慰めにと大分役立ったと思う。(河野明)
- ・ 何も読むものが無かったので読んでいたが、今まで聞いた事がないようなことばかりだった。(中山静)
- ・ 1食に馬鈴薯2個という給食状態で死者が続出していたその頃、私は、捕虜として、近いうちに銃殺されるだろうという不安があるので、無関心だった。(室橋正一)

新聞に対する反応はまちまちであったが、日本新聞を通じての情報が唯一のものだったので、徐々に読まれていくことになる。1946年12月8日号から「戦犯追及は我等の手で／けふこの日を期し戦犯追求総攻撃だ」⁵⁹との連載が始まり、民主運動が盛んになり始めた。1946年12月3日に新聞に掲載されたものは以下のようである。

1. われわれは過去の帝国主義日本のやって来た侵略的犯罪的戦争の本質——天皇制ブルジョア地主共が内外人民の犠牲の上に、自分のフトコロを肥やすためにやった——を徹底的にバクロしなければならない。
2. そして未だに相変わらずのデマをとばし、悪煽動をしている頑冥（ママ）

⁵⁷ 前掲書『捕虜体験記Ⅷ 民主運動篇』 p.12

⁵⁸ 同上 pp. 10～11

⁵⁹ 同上 p.16

な反動分子を容赦なくタタキつぶさねばならぬ。

3. 彼ら反動分子のバラまく排外思想、軍国主義的デマの本質を完膚なきまでにヤツツケルと共に、そのデマにタブラかされた一部将兵の蒙を啓かねばならぬ。
4. 人権蹂躪犯人即ち、最大戦犯人天皇の名に於いてわれわれ兵士大衆を奴隸の如くコキ使い、私兵の如く私物のように追いまわし、階級を笠に私的制裁をホシイママにした将校下士官、しかもいまだに改悛せず、現在に至るもノサバッテいる輩は断固処斷しなければならぬ。
5. 斯うして軍国主義者の残党、戦犯人のカタワレ人権ジウリン犯人一味をわれわれの生活からタタキ出し、ヒネリ潰さない限りわれわれの所内の明朗化、生活の民主化は絶対に期しえられぬ。
6. しかして戦争虐政犯罪の最高の元兇こそは天皇であり、巨魁連は天皇制軍閥、財閥、官僚であること勿論だが、単にこれのみではない。われわれの周囲にあるすべての軍国主義者、反動分子が悉くそうだ。兵隊のものをクスネてゼイタクをしているもの、私的制裁をやるもの、反動的デマをとばすもの、悉く犯罪人一味である。

(中略)

“戦争犯人は我らの手で” !!

内地の兄弟と呼応してわれわれも戦犯追及カンパ⁶⁰を先ずわれわれの周囲から始めよう !!⁶¹

これらが指針となり、各収容所の戦犯追及カンパが展開され、集団帰国が終わる1949年夏以降まで続けられた。日本新聞編集部は、スターリンへ感謝文を送る事を提案し実行に移した。1949年5月26日の日本新聞に、浅原正基の

⁶⁰ 「カンパ」とは、ロシア語の “Кампания (運動、キャンペーン)” から出た言葉で、収容所内では「吊るし上げ」を意味した。アクチーヴと呼ばれる親ソ派が、ファシストや軍国主義者をソ連当局に密告したり、時には他の者への見せしめとして集団で暴行を加える事を「吊るし上げ」という。(前掲書『戦後強制抑留史 第三巻』 p.240)

⁶¹ 前掲書『捕虜体験記Ⅷ 民主運動篇』 pp. 17 ~ 18

演説が載っている⁶²が、収容所生活の現状をまったく無視した内容だった。編集部で働いていたごく少数の人々は他の抑留者達に比べ、比較的食料など多く与えられていたが、他の抑留者達は生きるか死ぬかである。彼の抑留記⁶³を読む限り、彼がそのように行動してきた理由は、眞の共産主義者であったからである。しかし、多くの抑留者にとって、共産主義とは、厳しいノルマ労働と少量の食事、仲間の死という目の前の現実でしかなかった。

スターリン感謝文⁶⁴には、実際とは全く異なる収容所での生活条件が、スターリンへの美辞麗句と共に書き並べられた。「厳正な8時間労働制」に始まって、「あたたかき寝具と衣服」、「立派な宿舎」や「食膳を賑わせた日本料理」など多くの事が賞賛されているが、全くの嘘である。浅原正基など、民主化の先頭に立って動いていた者達は、自分達から進んで活動していたと述べているが、実際のところ、ソ連当局によるきちんとした計画の下で行われた政治教育であった。ソ連はうまく立ち回り、直接手を出さず、また直接介入せずに日本人をうまく誘導し、あたかも自主的な運動のように見せかけたのである。

<徳田要請問題>

1950年2月8日、ナホトカから高砂丸で還った373名の「日の丸組み」⁶⁵は、2月14日、ある懇請書⁶⁶を国会に提出した。

これは、共産党の徳田球一が「よき民主主義者になった後に帰国」するようカラガンダ第9分所に要請したので、そこに収容されていた自分達の帰国が遅くなったと政府に訴えた問題である。「よき民主主義者」とは、この場合、反ファシストや共産主義者の事であり、それ以外は帰ってくるなどカラガンダ

⁶² 前掲書『征きて還りし兵の記憶』同上 p.100

⁶³ 浅原正基『私のシベリア抑留記断章 苦悩のなかをゆく』朝日新聞社 1991年 pp.163～260

⁶⁴ 前掲書『征きて還りし兵の記憶』 pp. 102～105

⁶⁵ 「日の丸組み」とは、ソ連で収容されていた間は共産主義者の振りをして生活していたが、実際はそうではなかった抑留者達である。「日の丸組み」に対して、ソ連によりきちんと教育（洗脳）され、天皇制打倒を掲げた抑留者達は「アカハタ組み」と呼ばれた。

⁶⁶ 前掲書『征きて還りし兵の記憶』 pp. 127～128

の抑留者達には聞こえた。

この徳田要請問題は、米ソの東西対立が深刻化する中で、日本における共産主義の拡大を排除しようとしていたアメリカにとって、好都合であった。アメリカは日本政府に徳田球一から要請があったという前提で、かつ必ずそのような結果が出るような調査を依頼した。

国会に召集され証人喚問を受けた管季治は徳田からの要請を約しただけであった。共産党の味方でもないし、占領軍の味方でもなく、ただ単に正直に生きようとしていただけであったが、共産党をかばっているという話にまで膨れ上がりてしまい、最終的には、右派と左派の両方から追い詰められ、自殺をしてしまう。

現在でも、共産党からカラガンダ第9分所にそのような要請があったかどうかは不明である。しかし、ソ連の抑留者に対して、「良き共産主義者になって帰国して欲しい」といった同様の旨を伝えていた例は他にも幾つかあった⁶⁷。御田重宝は、「徳田氏がソ連当局に書簡を送り、立派な民主主義者として帰国させて欲しいといった内容の要請をしたことが日本新聞で取り上げられ、シベリア民主運動が激化する要因の一つとなったことは事実である」⁶⁸と明記している。

御田が指摘する「ソ連当局に要請はあった」という事実からすれば、カラガンダ第9分所には、やはり日本共産党から何らかの形で要請があったとみて問題ないだろう。

＜旧軍隊制度の解体＞

晩に祈る事件⁶⁹のような私的制裁は、日本軍隊における階級制度がソ連に連行された後にも継続していたことによって引き起こされた。ソ連は、旧階級制度を収容所内にそのまま残す事で日本人の管理を比較的簡単にできたが、絶対的な上下関係であるがゆえに上述のような事件が起きてしまったのである。浅

⁶⁷ 高杉一郎 『極光のかげに—シベリア俘虜記』 岩波文庫 1991年 p. 241

⁶⁸ 御田重宝 『シベリア抑留』 講談社 1986年 p. 302

⁶⁹ 前掲書 『戦中用語集』 pp. 130～131

原正基は、「初年兵教育とは、まず人間が人間であることをやめさせることである。軍国主義者たちはそれを公然と宣告することを少しも憚らない。天皇の名によるすさまじい人間冒涜と人格汚辱が、連日連夜、どの部隊、どの内務班(分隊)でも鉄則として初年兵を襲ったのはそのため」⁷⁰であるとし、日本の軍国主義を批判している。

「軍隊が絶対的な“階級社会”である限り、その<集団的閉鎖性>が副作用となり、時として一方的な暴力劇の舞台に変貌する宿命は免れ得ない」⁷¹と三國一郎は軍隊内で起こりうる暴力的行動の危険性について指摘している。

こういった例は、一部に限られていたのではなくほとんどの収容所に見られ、特に食糧に関して多くの事件が起きていた。考えてみれば分かる事であるが、日本人抑留者がソ連に連行された時、既に戦争は終結していたのでソ連収容所内で抑留者が旧軍隊の階級制度を守る必要はなかったのである。日本人抑留者内から階級制度廃止を望む動きが生まれてきた時に、ソ連はこれをうまく利用し、宣伝する事によって、反軍国主義的思想を植え付けることに成功した。階級制を廃止しようとする民主的な行動は生き抜くためにも必要であったが、ソ連の介入によりエスカレートし、何かにつけて「反動分子」や「軍国主義者」と決め付け、吊るし上げるまでに至ってしまう。この時点で、「民主運動」はソ連側にとって都合がいい、共産主義的な考えにもとづいた「民主運動」に変質したと考えてよいだろう。

第三章 抑留者の帰還

第一節 外国在留邦人の帰還

日本政府は終戦から6日後の1945年8月21日、在外一般邦人の引揚げ計画立案を内閣調査室と内務省管理局が担当することを決定し、8月30日には「外地（樺太を含む）及び外国在留邦人引揚応急援護措置要綱」を定めた。

660万人という外国在留日本人の輸送、受入の準備に着手し、引揚げ業務を

⁷⁰ 前掲書『私のシベリア抑留記断章 苦惱のなかをゆく』 pp. 168～169

⁷¹ 前掲書『戦中用語集』 p. 183

主管した厚生省は、「人類が経験した最も広範な集団人口移動」と振り返ったようであるが、まさしくその通りである。順調に引揚げは行われていったが、まだ引揚げが完了していない例外も存在した。

各地の引揚げは遅くとも終戦の年の暮れまでには開始され、翌46年中にはほぼ終了したが、その例外は、英國軍の管轄する東南アジア地域とソ連軍管理地区だった。東南アジア地域については、英軍当局が戦災地の復興作業、現地における労働力不足の補充といった理由でマレー、ビルマ、タイなどにおいて日本軍捕虜を残留させ労働に従事させていた⁷²。とはいえ、英國に留まっていた日本人抑留者のうち最後まで残っていた作業隊も47年末までには帰国した。

第二節 ソ連地域からの引揚げ

ソ連は日本人抑留者の消息について1年ほど伏せ続け、連合国総司令部を介しての日本政府からの引揚げ要請や消息に関する情報提供要請も無視した。ソ連が全く返事をしてこなかった事は、日本国内にソ連に対する嫌なイメージを抱かせる事と同時に、その悪に対抗するアメリカといった好印象を植え付ける事に繋がるので、まんざらでもなかった面もある。しかし実際には、満州・北朝鮮はソ連の占領地区だったので強引に介入できるはずもなかったのである。日本側は、スウェーデンやインドなど様々な外交ルートから、ソ連にアプローチをしたが、それでも反応はなかった。

抑留が長期化するにつれ、ソ連は徐々に対応し始めるが「日本人捕虜は送還されても、失業問題に直面し、かつ住居にも困るだろう。ソ連は日本の捕虜を養うために巨額の出費をしている」、「引揚げが遅れている原因は日ソ間の政治的問題ではなく、日本の輸送能力が主要な原因である」⁷³といった具合であり、引揚げ遅滞に関するソ連側からのきちんとした説明はなかった。

邦人抑留者がソ連領から帰還する際は、必ずナホトカ港経由であったが、少

⁷² 前掲書『戦後強制抑留史 第四巻』 p. 94

⁷³ 同上 p. 245

しでも変な行動を起こすと残念ながら帰国が遠のく場合もあった。抑留者達は帰国するためだけに、より一層、嘘でもいいから共産主義者の振りをし、労働歌を歌い上げることとなった。西徳一は「このままではナホトカで止められる。せめて赤旗の歌を覚えるように」と所長に言われて練習し、面接に備えて、『ソビエト共産党小史』を徹夜で読んだと回想している⁷⁴。

1947年初期ごろまでに帰還した人々は、ソ連による政治教育の影響も少なかったため特に問題は無かった。1948年に入ると、しっかりと政治教育された抑留者の帰還が目立つようになってきた。船上では、ソ連で幅を利かせていた者達の後ろ盾が無くなつた途端、復讐の的となってしまう事件も起きた⁷⁵。翌49年にもなると、政治教育によってしっかりと洗脳された者達が反動派よりも増えた。この時期になると、帰還の際、本土への上陸拒否や、シベリアにおける収容所名記載を拒否したり、政治運動を開始する親ソ派が増え、日本に対して非協力的な者が見られた事は事実である⁷⁶。

日本に帰還した人々の行動が、帰還の年代によって異なっているのは、ソ連領内における民主化政策の成果だといえる⁷⁷。ウィリアム・ニンモは、ソ連による政治教育を四段階に分け、第一段階で人間性を奪い、天皇への信仰をやめさせ、階級差をなくそうとし、第二段階（1947年1月頃から）では新しい思想、つまり共産主義思想の教育を施し、第三段階で連合国による占領政策に対し不信感を抱かせ、最後の第四段階は、1947年8月頃から2年間にも渡るソ連の積極的支持者と民主活動家による洗脳教育の時期だった⁷⁸としており、この成果が帰還の際に現れたという事である。

第三節 抑留者の帰還順位

ソ連領域で抑留されていた人々の間には、帰国に際しての帰還順位なるもの

⁷⁴ 西徳一 『抑留記 凍てつく星の下に』 新風舎 2007年 p. 140

⁷⁵ 前掲書 『戦後強制抑留史 第四巻』 p. 136

⁷⁶ 同上 p. 137～138

⁷⁷ 同上 pp. 135～140

⁷⁸ 前掲書 『検証－シベリア抑留』 pp. 117～119

があった。最初に帰還されたのは病弱者、もしくは衰弱してしまった者達である。伊藤努の見解では、「労働に役立たない者は抑留しても意味はないという極めて単純な理由から病弱者が優先順位の第一に挙げられた」⁷⁹との事である。

次に日本へ早く帰れたのは、親ソ派とみなされた者達であった。多くの収容所内で、よく働いて「優秀作業者」となれば早く帰国できるとの噂も流れたが、これはノルマ達成のための口実だった。優秀な作業者であればあるほど、ソ連側からしてみれば手元においておきたかったのである。

ここでいう「親ソ派」とは、ソ連に従順な人物で、帰国後に日本で共産主義運動を推進していく第一歩となれる人物である。親ソ派とみなされるための基準は明らかではないが、いかにソ連にとって役に立つかが判断材料の一つになっていた事は確かである。「民主運動の活動家（アクチーヴ）たちが帰国者の人選に大きな影響力を持つようになった」⁸⁰こと、「日本人の密告によって、思想の定まらない反動分子を摘発し、帰国を遅らせるケースも多かった」⁸¹事は前に述べた通りである。

ヴィクトル・カルポフは、次のような人々は1950年までの帰還者リストから除かれたとし、収容所からの帰還の延期が、まさに「人民の敵」の探索が始まったことによって引き起こされたのは明らかだと述べている⁸²。

- A. 日本の諜報、防諜、懲罰機関員。
- B. スパイ破壊工作学校の指導教官と生徒。
- C. 「防疫部隊七三一」とその支隊の指揮官と専門家。
- D. 将官・将校のうち、取調べ資料によってソ連に対する軍事攻撃の準備を摘発された戦犯、または「張鼓峰事件とノモンハン事件」の仕掛け人。
- E. ソ連でファシスト的とみなされていた団体「協和会」の指導者。
- F. 内務省収容所で敵対的行動をし、帰国するまで民主的組織と闘う任務を

⁷⁹ 前掲書『戦後強制抑留史 第四巻』 p. 108

⁸⁰ 同上 p. 114

⁸¹ 同上 p. 114

⁸² カルポフ・V／長勢了治訳『スターリンの捕虜たち－シベリア抑留』 北海道新聞社 2001年 pp. 292～294

自らに課した反動的組織やグループの指導者と活動家。

G. 満州国の政府機構・機関の指導者、または大日本帝国の政府機関員。

帰還リストから除かれるという事は、ソ連による政治教育に接する機会が長くなるという事である。上に挙げたA～Gの人々は戦犯、あるいは戦犯に近い者たちであり、ソ連側にとって、要注意人物であった。長い時間をかけて、これらの扱いにくい者達に教育を施していく、うまく親ソ派的な人物に仕立て上げる事が出来れば、ソ連にとって非常に頼りになり、スパイなどとしても利用価値のある人物になるだろう。単に、働かせるだけなら、いわくつきの人物よりも、命令に逆らえないような人物を残していくべきである。よって、帰還を延期するという事には、奴隸のように働いてもらう事を意図していたと同時に、ソ連側に寝返ってくれる事を抑留者に期待していたと思われる。

第四章 その後の諸問題

<補償問題>

国際法上、捕虜として抑留された国で働いた賃金は、帰国時に労働証明書を持ち帰れば、その捕虜の所属国が支払う事になっている。東南アジア方面（南方）で抑留された人達は労働証明書を貰った。しかし、ソ連は日本人抑留者に対して証明書を発行していない。日本人抑留者たちは、戦陣訓による教育のため、自分たちが捕虜としての待遇を受けられる事を知らなかった。よって、労働証明書を貰うという概念もなかった。全国抑留者補償協議会の故斎藤六郎前会長の尽力によって何とか証明書の発行にまでかぎつけたが、未だに日本政府は未払い賃金を払っていない。

日本国内で不当なシベリア抑留に関する補償要求運動が起こったのは、1974年である⁸³。補償要求は本来、日ソ中立条約を破って日本に侵攻し、実質1週間ほどで莫大な戦利品を獲得した上に、日本人を抑留したソ連に対して行わ

⁸³ 戦後強制抑留史編纂委員会編 『戦後強制抑留史 第五巻』 平和祈念事業特別基金 2005年 p. 332

れるべきである。しかし日本は、1956年の日ソ共同宣言において賠償請求権を放棄していたので、抑留者たちは日本政府に対して請求するしかなかった。この際、日本政府は「日ソ共同宣言で放棄したのは、国の請求権であって、個人の請求権までは放棄していない」と言い放ち、支払いを拒否している。抑留者の中には国を相手取って裁判を起こす者もいたが、これといった成果は得られていない。

全国抑留者補償協議会の故斎藤六郎前会長ら元日本人抑留者たちは1981年に国を提訴した。しかし16年という長い裁判闘争の末、1997年7月に最高裁が国側勝訴の一審と二審判決を支持して、原告の上訴を棄却したため敗訴が確定してしまった⁸⁴。

おわりに

今後の展望

1991年にペレストロイカ・グラスノスチを推進していたゴルバチョフ大統領が訪日を果たした。訪日の実現より遡ること5年前、1986年5月に安倍晋太郎外務大臣が領土問題を提起した際に、ゴルバチョフは「戦後の現実を変える必要は全くない」、「あなたは提起してはならない問題を提起している。この問題は第二次世界大戦の結果として規定され正当化された国境の不可侵性に直接関係している。日本がこのような理不尽な要求をしてくる限り、この問題に関する解決は不可能である」⁸⁵と明言した。この時点では、日本の戦後問題に対する取り組みについて、積極的ではないように思われたゴルバチョフだったが、訪日の際には3万7千8百人の死亡者リストを持参し、ソ連の不当な行為によって犠牲となった抑留者やその家族に対して同情・哀悼の意を示した。そして、「捕虜収容所に収容されていた者に関するソ日協定」を相互に調印することができた。

⁸⁴ 前掲書『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたのか－米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』 pp. 375～376

⁸⁵ 東郷和彦『北方領土交渉秘録 失われた五度の機会』 新潮社 2007年 p. 113

ソ連邦の法的継承国であるロシア連邦の初代大統領エリツィンは、1993年に公式に日本訪問をし、シベリア抑留について明確な謝罪をした⁸⁶。ゴルバチョフの時には「哀悼の意」であったが、エリツィンはきちんと「謝罪」をした。当たり前の事のように思えるかもしれないが、これは大きな進展だったといえる。

シベリア抑留が発生した理由は、ソ連の不法行為によることは明らかであり、この事実が覆る事はない。しかし、日本側に目を向けてみると政府の補償問題への対応、終戦時に棄兵棄民をした事など、非難すべき点がソ連だけにある訳ではない事に気づく。抑留された人々、またはその家族にとって、一番重要なのは人道に関わる問題である。帰還した後も占領軍から取調べを受け、シベリア帰りというだけで差別の対象となり、幾度となく人権を踏みにじられたことだろう。そうした苦難に耐え抜いても、国からは何の補償もなく、率先して問題解決に取り組もうとする態度もない。ロシアが謝罪をし、死亡者名簿を引き渡した事で、少しは報われたかもしれないが、自国に対する猜疑心は消えないままである。

1956年の国交正常化の結果として、総ての抑留者が帰国したとされ、また、政府間の請求権の相互放棄によって日本政府としての対ソ請求権は消滅した⁸⁷。しかし日本には補償問題にきちんと取り組み、ロシアから情報を引き出し、亡くなった人々がどこに埋葬されているか等の不明な部分を明らかにしていく義務がある。遺骨の収集、墓参や墓地の整備など、現在では、こういった取り組みのほとんどが抑留経験者や遺族によって行われている。きちんとシベリア抑留という問題と向き合うために、また日露間に今後平和条約を結ぶためにも、日本政府は積極的に動く必要がある。

⁸⁶ 同上 p. 178

⁸⁷ 同上 p. 136

<シベリア抑留関連年表>

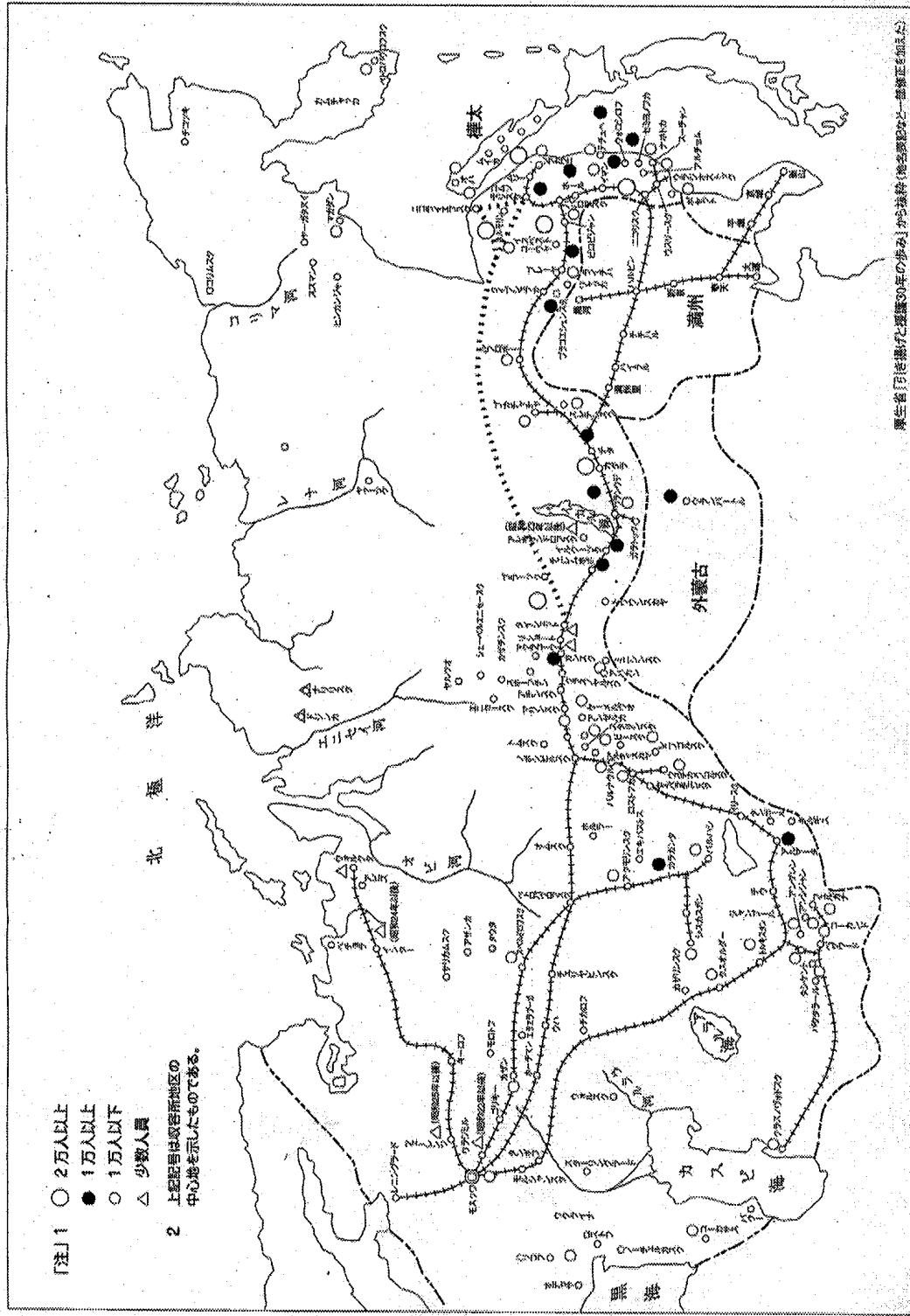
1941(昭和16)年	4月13日	日ソ中立条約 モスクワで調印
	6月22日	独ソ戦開始
	7月9日	関東軍特種演習（関特演）発動
	12月8日	日本、真珠湾攻撃 対米・英戦争開始
1944(昭和19)年	10月20日	スターリン、ハリマン米大使に対日参戦を約束
1945(昭和20)年	2月4日	ヤルタ会談始まる
	4月5日	ソ連、日ソ中立条約不延長を通告
	5月7日	独軍、無条件降伏
	7月17日	ポツダム会談始まる
	7月18日	ソ連、日本の和平斡旋依頼を拒否（和平交渉の要綱）
	7月26日	対日ポツダム宣言発表
	8月6日	広島に原爆投下
	8月9日	ソ連、対日参戦（満州侵攻）長崎に原爆投下
	8月14日	日本、ポツダム宣言受諾
	8月15日	終戦の詔書発表、戦争終結
	8月16日	スターリン、北海道北部占領計画をトルーマンに伝える
	8月18日	トルーマン、ソ連の要求を拒否
	8月19日	秦彦三郎とワシレフスキイの停戦会議
	8月20日	ソ連軍、奉天・ハルビン・長春・吉林を占領
	8月23日	日ソ、現地停戦協定締結 スターリンによる移送命令
	8月26日	日本側、「関東軍方面停戦ニ関スル実視報告」と、「ワシレフスキイ元帥ニ対スル報告」を提出
	8月未明～	ソ連領への元日本兵の移送開始
	9月2日	ミズーリ艦上で連合国降伏文書に調印。
	9月15日	ハバロフスクで『日本新聞』創刊
1946(昭和21)年	12月8日	引揚げ第1船「大久丸」が舞鶴へ。（～帰還開始） ⁸⁸

⁸⁸ ロシア史研究会編著 『日露200年－隣国ロシアとの交流史』 彩流社 1993年 卷末年表

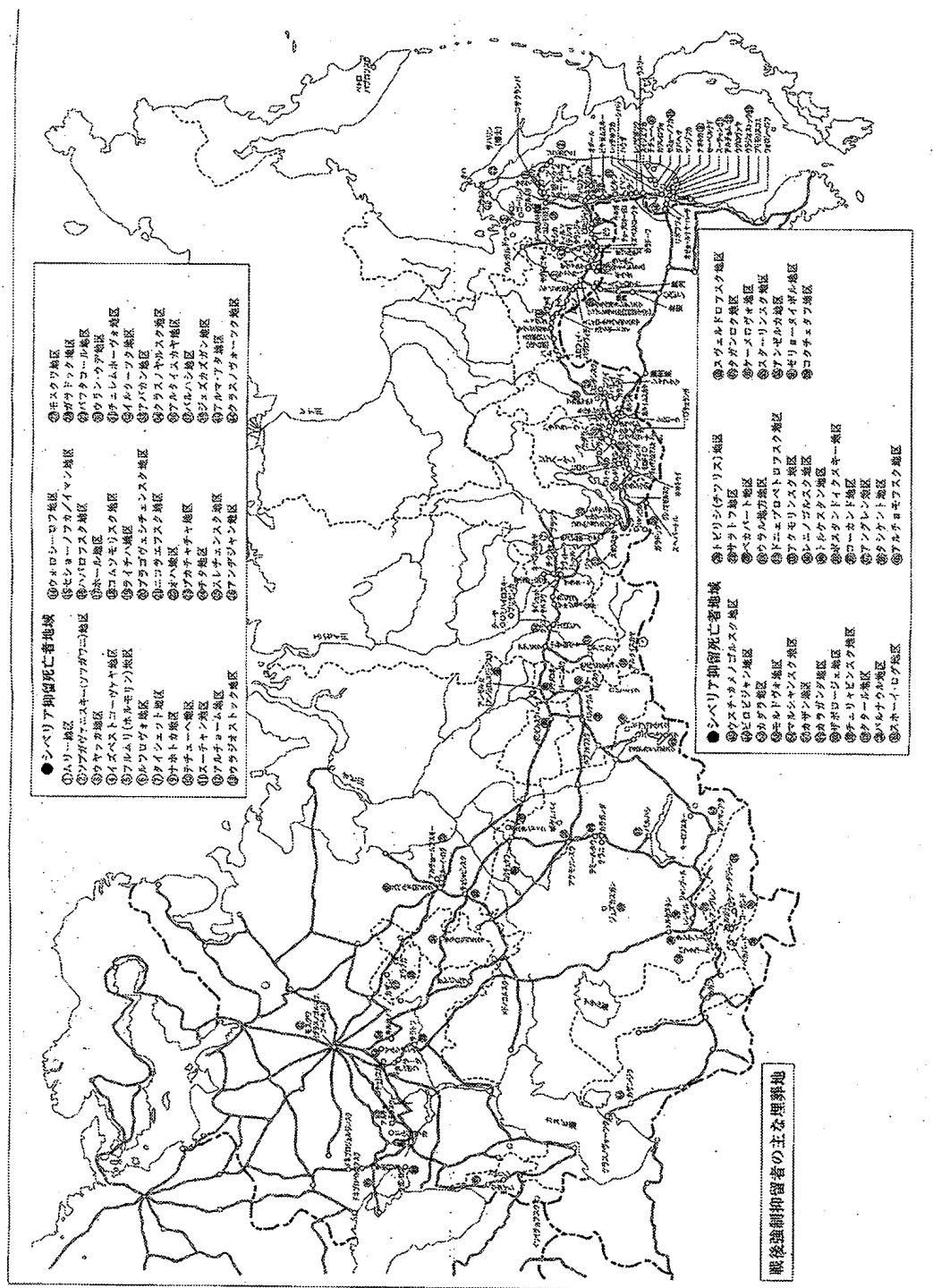
第二次大戦後における日本兵シベリア抑留問題—収容所における「民主化政策」をめぐって

<シベリア抑留関連地図>

昭和21年頃におけるソ連・外蒙領内日本人収容所分布概見図



原生省「引き渡された蘇聯30年の歩み」から抜粋(地名略など一部修正を施した)



いづれの地図も出典は次の文献の巻末である。
阿部軍治『シベリア強制抑留の実態』日ソ両目

文献目録

<一次資料>

- 白井久也監修 『シベリア抑留 歴史の流れの中で』 株式会社ヒューマン社 1997年
竹中祐一編 『戦時日ソ交渉史（第1分冊）自昭和16年至昭和20年』 外務省欧亜局
東欧課 1966年
日本対外文化協会日口歴史を記録する会編 『日露オーラルヒストリー はざまで生き
た証言』 彩流社 2006年
村山常雄編著 『シベリアに逝きし人々を刻す』 プロスパー企画 2007年
A. A キリченコ編集 『シベリア抑留死亡者名簿』 東北アジア研究センター叢書
第12号 東北大学東北アジア研究センター 2003年
Спиридов М. Н., Японские военнопленные в Красноярском крае (1945 - 1948
гг.) : Проблемы размещения и трудового использования. Красноярск, 2003

<回想録>

- 浅原正基 『私のシベリア抑留記断章 苦惱のなかをゆく』 朝日新聞社 1991年
片岡 薫 『シベリア・エレジー 捕虜と「日本新聞」の日々』 竜溪書舎 1989年
香月泰男 『私のシベリヤ 香月泰男文集』 筑摩書房 1984年
鹿角敏夫 『ラーゲリ シベリア捕虜収容所 そこで何が行われたのか』 ミリオン書房
1992年
加藤九祚 『シベリアに憑かれた人々』 岩波書店 1974年
加藤静夫 『偽りのダモイ～極限のシベリア抑留三年～』 中日新聞出版開発局 2004年
川越史郎 『ロシア国籍日本人の記録－シベリア抑留からソ連邦崩壊後まで』 中央公論
社 1994年
鬼川太刀雄 『ラーゲリ歳時記』 岩波書店 1993年
胡桃沢耕史 『黒パン俘虜記』 文藝春秋 1983年
小坂井盛雄 『シベリア零下40度』 六法出版社 1993年
小松茂朗 『ダモイ<帰国>』 ファラオ企画 1991年
関 清人 『追憶の日々 私のシベリア抑留記』 文芸者 2001年
高杉一郎 『極光のかげに－シベリア俘虜記』 岩波文庫 1991年
高杉一郎 『征きて還りし兵の記憶』 岩波現代文庫 2002年
名田敏雄 『悲惨なシベリア抑留とおまけの人生』 育英図書 1992年
中牧保博 『捕われの青春』 潮文社 1991年
西 徳一 『抑留記 凍てつく星の下に』 新風舎 2007年

- 早川 収『ソ連参戦とシベリア抑留』風媒社 1985年
三浦 庸『シベリア抑留記 一農民兵士の収容所記録』筑摩書房 1984年
森本良夫『シベリア俘虜記 死と絶望からの帰還』春秋社 2001年
山下静夫『シベリア抑留 1450日—記憶のフィルムを再現する』デジプロ 2007年
山邊慎吾『ウランバートル捕虜収容病院』草思社 1991年

＜その他参考文献＞

- 相田重夫『シベリア流刑史』中央公論社 1966年
朝日新聞社編『復刻日本新聞』(1～3巻) 朝日新聞社 1991年
阿部軍治『シベリア強制抑留の実態 日ソ両国資料からの検証』彩流社 2005年
岩上安見・古田光秋・片岡みい子・正垣親一他『ソ連と呼ばれた国に生きて』JICC 出版局 1992年
ウィリアム・F・ニンモ／加藤隆訳『検証—シベリア抑留』時事通信社 1991年
エレーナ・L・カタソノワ／橋本ゆう子訳『シベリアに架ける橋—斎藤六郎全抑協会長とともに—』恒文社 1997年
エレーナ・L・カタソノワ／白井久也監訳『関東軍兵士はなぜシベリアに抑留されたのか—米ソ超大国のパワーゲームによる悲劇』社会評論社 2004年
大西敦子『ソ連軍が満州に侵入した日—日本軍女子職員が見たソ連兵士たち』PHP研究所 1990年
大森 実『人物現代史3 スターリン—鋼鉄の巨人』講談社 1978年
落合東朗『シベリアの日本新聞 ラーゲリの青春』論創社 1995年
梶浦智吉『スターリンとの日々 「犯罪社会主義」葬送譜』武蔵野書房 1993年
加藤陽子『戦争の論理 日露戦争から太平洋戦争まで』剣草書房 2005年
香月泰男『香月泰男画文集 <私の>地球』求龍堂 1998年
亀井 励『シベリア抑留者と遺族はいま』かもがわ出版 1992年
亀山郁夫『大審問官スターリン』小学館 2006年
鴨下信一『誰も「戦後」を覚えていない』文藝春秋 2005年
カルポフ・V／長勢了治訳『スターリンの捕虜たち シベリア抑留』北海道新聞社 2001年
菊池敬一『画文集：シベリア捕虜記』小峰書店 1995年
工藤美知尋『日ソ中立条約の研究』南窓社 1985年
グレイム・ギル／内田健二訳『スターリニズム』岩波書店 2004年
厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』1978年
厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会『援護50年史』1997年

- 小林英夫 『日本のアジア侵略』 山川出版社 1998年
- 斎藤六郎 『回想のシベリア 全抑協会長の手記』 全国抑留者補償協議会 1988年
- 斎藤六郎 『シベリアの挽歌』 終戦史料館出版部 1995年
- 坂本龍彦 『シベリアの生と死 歴史の中の抑留者』 岩波書店 1993年
- 坂本龍彦 『シベリア虜囚半世紀－民間人 蜂谷弥三郎の記録』 恒文社 1998年
- 澤地久枝 『私のシベリア物語』 新潮社 1991年
- 塩川伸明 『富田武著「スターリニズムの統治構造」を読む』 スラヴ研究センター
1998年
- シベリア抑留画集出版委員会 『シベリア抑留画集 きらめく北斗七星のもとに』 1989
年
- 清水昭三 『シベリア・グルジア抑留記考－「捕虜」として、「抑留者」として』 彩流
社 2005年
- 下斗米伸夫 『ソ連＝党が所有した国家』 講談社 2002年
- 榛葉英治 『ソ連強制収容所』 評伝社 1982年
- セルゲイ・I・クズネツォフ／岡田安彦訳 『シベリアの日本人捕虜たち—ロシア側から
見たラーゲリの虚と実—』 集英社 1999年
- 戦後強制抑留史編纂委員会編 『戦後強制抑留史』（第一巻～第八巻） 平和祈念事業特
別基金 2005年
- ソルジェニーツィン／木村浩役 『収容所群島』 新潮社 1974年
- ソ連における日本人捕虜の生活体験を記録する会編著 『捕虜体験記Ⅷ 民主運動篇』
1992年
- 多田茂治 『内なるシベリア抑留体験』 社会思想社 1994年
- 立花 隆 『シベリア鎮魂歌 香月泰男の世界』 文藝春秋 2004年
- 田中利幸 『戦争犯罪の構造 日本軍はなぜ民間人を殺したのか』 大月書店 2007年
- 渥内 讓 『上からの革命』 岩波書店 2004年
- 茶園義男編 『十五年戦争極秘資料集 第十一集 俘虜ニ関スル諸法規類聚』 不二出版
1989年
- 茶園義男編著 『巣鴨プリズン シベリア日本新聞』 不二出版 1986年
- 寺山恭輔 『第二次世界大戦時のソ連における捕虜問題に関する最近の研究』 「北海道
大学スラヴ研究センター報告シリーズ (81) pp. 38-55」 2002年
- 東郷和彦 『北方領土交渉秘録 失われた五度の機会』 新潮社 2007年
- 富田 武 『スターリニズムの統治構造』 岩波書店 1996年
- 長谷川毅 『暗闘—スターリン、トルーマンと日本降伏』 中央公論新社 2006年
- 秦 郁彦 『日本人捕虜 白村江からシベリア抑留まで』（上・下） 原書房 1998年

- 原暉之『シベリア出兵 革命と干渉 1917-1922』筑摩書房 1989年
- 半谷史郎『国交回復前後の日ソ文化交流—1954-61年、ボリショイ・バレエと歌舞伎—』
「思想」No.987 岩波書店 2006年
- 辺見じゅん『ダモイ遙かに』メディアパル 2008年
- 堀江則雄『シベリア抑留－いま問われるもの』「ユーラシアブックレット No.25」
東洋書店 2003年
- 三國一朗『戦中用語集』岩波書店 1985年
- 御田重宝『シベリア抑留』講談社 1986年
- 森本良男『ソビエトとロシア』講談社 1989年
- 吉田幸平『シベリア捕虜の思想戦 日本人相剋の悲劇』中日出版社 2008年
- ロイ・メドヴェージエフ／海野幸男訳『スターリンと日本』現代思潮新社 2007年
- ロシア史研究会編著『日露200年－隣国ロシアとの交流史』彩流社 1993年
- 若槻泰雄『シベリア捕虜収容所』サイマル出版会 1979年
- Елпатьевский А. В., *Военнопленные и интернированные испанцы в СССР*,
Международный исторический журнал, № 17, 2002
- Троцкий Л., *Иосиф Сталин: Опыт характеристики - Осмыслить культ Сталина.*
М.: Прогресс, 1989, стр. 624-647